

枠組壁工法又は木質ツレハ工法を用いた建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（傍線部分は改正部分）

（昭和五十七年建設省告示第五十六号）

最終改正 平成九年三月二十八日建設省告示第九百六十号

改 正 案	現 行
<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第二号の規定に基づき、構造耐力上主要な部分に枠組壁工法（<u>主として、木材で組まれた枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けた床及び壁により、建築物を建築する工法をいう。</u>）<u>又は木質ツレハ工法（主として、木材で組まれた枠組に構造用合板その他これに類するものをあらかじめ工場で接着した床及び壁により、建築物を建築する工法をいう。）</u>を用いた建築物又は建築物の構造部分（以下「建築物等」という。）の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を<u>第一から第九までに、及び同令第三十八条第三項の規定に基づき、建築物等の基礎の構造方法を第三第一号に定め、同令第三十六条第二項第二号の規定に基づき、建築物等の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第十に指定する。</u></p> <p><u>第一 適用の範囲等</u></p> <p>一 地階を除く階数は三以下としなければならない。</p> <p>二 <u>耐力壁である外壁には、木質接着複合パネルとこれ以外の構造方法による壁とを併用してはならない。</u></p> <p>三 <u>耐力壁である間仕切り壁には、木質接着複合パネルとこれ以外の構造方法による壁とを併用してはならない。</u></p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第八十条の二第二号の規定に基づき、構造耐力上主要な部分に枠組壁工法（木材で組まれた枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けた床及び壁により建築物を建築する工法をいう。）を用いた建築物又は建築物の構造部分（以下「建築物等」という。）の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を次のように定める。</p> <p><u>第一 階数</u></p> <p>地階を除く階数は三以下としなければならない。</p>

第二 材料

- 一 構造耐力上主要な部分に使用する枠組材の品質は、構造部材の種類に応じ、次の表に掲げる規格に適合するものとしなければならない。

	構造部材の種類	規格
(一)	土台、端根太、側根太、まぐさ、たるき及びむなぎ	枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百号。以下「枠組壁工法構造用製材規格」という。）に規定する甲種枠組材の特級、一級若しくは二級、集成材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百一号）に規定する化粧ばり構造用集成柱の規格、構造用単板積層材の日本農林規格（昭和六十三年農林省告示第千四百四十三号）に規定する構造用単板積層材の特級、一級若しくは二級、枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（平成三年農林省告示第七百一号。以下「枠組壁工法構造用たて継ぎ材規格」という。）に規定する甲種たて継ぎ材の特級、一級若しくは二級、機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（平成三年農林省告示第七百二号）に規定する機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法構造用製材の規格又は造用集成材の日本農林規格（平成八年農林省告示第百十一号以下「構造用集成材規格」という。）に規定する集成材の規格

第二 材料

- 一 構造耐力上主要な部分に使用する枠組材の品質は、構造部材の種類に応じ、次の表に掲げる規格に適合するものとしなければならない。

	構造部材の種類	規格
(一)	土台、床根太、端根太、側根太、まぐさ、天井根太、たるき及びむなぎ	枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百号。以下「枠組壁工法構造用製材規格」という。）に規定する甲種枠組材の特級、一級若しくは二級、集成材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百一号）に規定する化粧ばり構造用集成柱の規格、構造用単板積層材の日本農林規格（昭和六十三年農林省告示第千四百四十三号）に規定する構造用単板積層材の特級、一級若しくは二級、枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（平成三年農林省告示第七百一号。以下「枠組壁工法構造用たて継ぎ材規格」という。）に規定する甲種たて継ぎ材の特級、一級若しくは二級、機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（平成三年農林省告示第七百二号）に規定する機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法構造用製材の規格又は構造用集成材の日本農林規格（平成八年農林省告示第百十一号以下「構造用集成材規格」という。）に規定する集成材の規格

(四)	壁の下枠	(一)に掲げる規格、枠組壁工法構造用製材規格に規定する乙種枠組材エタイリタイ又は枠組壁工法構造用たて継ぎ材規格に規定する乙種たて継ぎ材のエタイリタイ
(四)	壁のたて枠	(一)に掲げる規格（構造用集成材規格に規定する非対称異等級構成集成材に係るものを除く。）又は枠組壁工法構造用たて継ぎ材規格に規定するたて枠用たて継ぎ材の規格
(三)	壁の上枠及び頭つなぎ	(一)に掲げる規格（耐力壁に使用する枠組材にあつては、(一)に掲げる規格に限る。）、枠組壁工法構造用製材規格に規定する甲種枠組材の三級若しくは乙種枠組材のコンストラクション若しくはスタンダード又は枠組壁工法構造用たて継ぎ材規格に規定する甲種縦継ぎ材の三級若しくは乙種たて継ぎ材のコンストラクション若しくはスタンダード
(二)	床根太及び天井根太	(一)に掲げる規格、日本工業規格G三三〇二（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）一九九八に規定する鋼材の規格、日本工業規格G三三二二（溶融五十五%アルミニウム 亜鉛合金鋼板及び鋼帯）一九九八に規定する鋼材の規格、日本工業規格G三三二二（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）一九九八に規定する鋼材の規格又は日本工業規格G三三二二（塗装溶融五十五%アルミニウム 亜鉛めっき合金鋼板及び鋼帯）に規定する鋼材の規格

(四)	壁の下枠	(一)に掲げる規格、枠組壁工法構造用製材規格に規定する乙種枠組材エタイリタイ又は枠組壁工法構造用たて継ぎ材規格に規定する乙種たて継ぎ材のエタイリタイ
(三)	壁のたて枠	(一)に掲げる規格（構造用集成材規格に規定する非対称異等級構成集成材に係るものを除く。）又は枠組壁工法構造用たて継ぎ材規格に規定するたて枠用たて継ぎ材の規格
(二)	壁の上枠及び頭つなぎ	(一)に掲げる規格、枠組壁工法構造用製材規格に規定する甲種枠組材の三級若しくは乙種枠組材のコンストラクション若しくはスタンダード又は枠組壁工法構造用たて継ぎ材規格に規定する甲種縦継ぎ材の三級若しくは乙種たて継ぎ材のコンストラクション若しくはスタンダード

(丙)	筋かい	(乙)に掲げる規格(丙)に掲げる規格(丁)に掲げる規格を除く。)及び構造用集成材規格に規定する非対称異等級構成集成材に係るものを除く。)又は針葉樹の下地用製材の日本農林規格(平成八年農林水産省告示第十八十五号)に規定する板類の一級

一 構造耐力上主要な部分に使用する床材、壁材又は屋根下地材の品質は、構造部材及び材料の種類に応じ、次の表に掲げる規格(構造耐力に係る規定に限る。)に適合するものとしなければならない。

	構造部材の種類	材料の種類	規格
(一)	屋外に面する部分に用いる壁材又は常時湿潤の状態となるおそれのある部分に用いる壁材	構造用合板	構造用合板の日本農林規格(昭和四十四年農林省告示第千三百七十一号。以下「構造用合板規格」という。)に規定する特類
		構造用パネル	構造用パネルの日本農林規格(昭和六十二年農林省告示第百六十号。以下「構造用パネル規格」という。)に規定する一級、二級、三級又は四級
		パーティクルボード	日本工業規格A五九〇八(パーティクルボード)一九九四に規定する一ハタイプ、二三タイプ、二四・一〇タイプ、一七・五・一〇・五タイプ又は三〇・一五タイプ

(戊)	筋かい	(丙)に掲げる規格(構造用集成材規格に規定する非対称異等級構成集成材に係るものを除く。)又は針葉樹の下地用製材の日本農林規格(平成八年農林水産省告示第千八十五号)に規定する板類の一級

一 構造耐力上主要な部分に使用する床材、壁材又は屋根下地材の品質は、構造部材及び材料の種類に応じ、次の表に掲げる規格(構造耐力に係る規定に限る。)に適合するものとしなければならない。

	構造部材の種類	材料の種類	規格
(一)	屋外に面する部分に用いる壁材又は常時湿潤の状態となるおそれのある部分に用いる壁材	構造用合板	構造用合板の日本農林規格(昭和四十四年農林省告示第千三百七十一号。以下「構造用合板規格」という。)に規定する特類
		構造用パネル	構造用パネルの日本農林規格(昭和六十二年農林省告示第百六十号。以下「構造用パネル規格」という。)に規定する一級、二級、三級又は四級
		パーティクルボード	日本工業規格A五九〇八(パーティクルボード)一九九四に規定する一ハタイプ、二三タイプ、二四・一〇タイプ、一七・五・一〇・五タイプ又は三〇・一五タイプ

製材	針葉樹の下地用製材の日本農林規格（平成八年農林水産省告示第八十五号）に規定する板類の一級
パルプセメント板	日本工業規格 A 五四二四（パルプセメント板） 一九九三に規定する一・〇パルプセメント板
石綿けい酸カルシウム板	日本工業規格 A 五四三〇（繊維強化セメント板） 一九九五に規定する一・〇けい酸カルシウム板
石綿パーライト板	日本工業規格 A 五四三〇（繊維強化セメント板） 一九九五に規定する〇・ハパーライト板
フレキシブル板	日本工業規格 A 五四三〇（繊維強化セメント板） 一九九五に規定するフレキシブル板
硬質木片セメント板	日本工業規格 A 五四〇四（木質系セメント板） 二〇〇一に規定する硬質木片セメント板
ハードボード	日本工業規格 A 五九〇五（繊維板） 一九九四に規定するハードファイバーボードの三五タイプ又は四五タイプ

製材	針葉樹の下地用製材の日本農林規格（平成八年農林水産省告示第八十五号）に規定する板類の一級
パルプセメント板	日本工業規格 A 五四二四（パルプセメント板） 一九九三に規定する一・〇パルプセメント板
石綿けい酸カルシウム板	日本工業規格 A 五四三〇（繊維強化セメント板） 一九九五に規定する一・〇けい酸カルシウム板
石綿パーライト板	日本工業規格 A 五四三〇（繊維強化セメント板） 一九九五に規定する〇・ハパーライト板
フレキシブル板	日本工業規格 A 五四三〇（繊維強化セメント板） 一九九五に規定するフレキシブル板
硬質木片セメント板	日本工業規格 A 五四二七（木片セメント板） 一九九二に規定する硬質木片セメント板
ハードボード	日本工業規格 A 五九〇五（繊維板） 一九九四に規定するハードファイバーボードの三五タイプ又は四五タイプ
炭酸マグネシウム板	日本工業規格 A 六七〇一（炭酸マグネシウム板） 一九七九に規定する〇・ハ

㊦		構造用合板	日本工業規格に規定する特類又は一類
		構造用パネル	構造用パネル規格に規定する一級、二級、三級又は四級
㊦	(一)に掲げる部分以外の部分に用いる壁材	材料 せつこうボード	(一)に掲げるそれぞれの規格(構造用合板については、構造用合板規格に規定する一類を含む。) 日本工業規格 A 六九〇一 (せつこうボード製品) 一九九四に規定するせつこうボード
	ラスシート	火山性ガラス質複層板	日本工業規格 A 五五二四 (ラスシート) 一九九四 日本工業規格 A 五四四〇 (火山性ガラス質複層板 (VSボード)) 二〇〇〇に規定する火山性ガラス質複層板
	シーシングボード	Mタイプ Pタイプ Dタイプ	日本工業規格 A 五九〇五 (繊維板) 一九九四に規定するシーシングボード 日本工業規格 A 五九〇五 (繊維板) 一九九四に規定する中質繊維板三十タイプ (Mタイプ、Pタイプ)

㊦		構造用合板	日本工業規格に規定する特類又は一類
		構造用パネル	構造用パネル規格に規定する一級、二級、三級又は四級
㊦	(一)に掲げる部分以外の部分に用いる壁材	材料 せつこうボード	(一)に掲げるそれぞれの規格(構造用合板については、構造用合板規格に規定する一類を含む。) 日本工業規格 A 六九〇一 (せつこうボード製品) 一九九四に規定するせつこうボード
	ラスシート	火山性ガラス質複層板	日本工業規格 A 五五二四 (ラスシート) 一九九四 日本工業規格 A 五四四〇 (火山性ガラス質複層板 (VSボード)) 二〇〇〇に規定する火山性ガラス質複層板
	シーシングボード	Mタイプ Pタイプ Dタイプ	日本工業規格 A 五九〇五 (繊維板) 一九九四に規定するシーシングボード 日本工業規格 A 五九〇五 (繊維板) 一九九四に規定する中質繊維板三十タイプ (Mタイプ、Pタイプ)

床材又は屋根下 地材	パーティクル ボード	日本工業規格A五九〇八(パーティクル ボード) 一九九四に規定する一ハタイ プ、一三タイプ、二四・一〇タイプ、一 七・五 一〇・〇五タイプ又は三〇 一 五タイプ
	硬質木片セ メント板	日本工業規格A五四一七(木片セメン ト板) 一九九二に規定する硬質木片セメ ント板
	ミテIAM テンシテイ フアイバ ーボード	日本工業規格A五九〇五(繊維版) 一 九九四に規定する中質繊維版三十タイプ (Mタイプ、Pタイプ)
	火山性ガラ ス質複層板	日本工業規格A五四四〇(火山性ガラ ス質複層板(VSボード)) 二〇〇〇に 規定する火山性ガラス質複層板

三 構造耐力上主要な部分に使用する材料で、建築基準法(昭和二十五年法律
第二百一十号、以下「法」といふ。)第三十七条に規定する指定建築材料のつ
ち次のいずれかに該当するもの又は前各号に掲げるもの以外の木材で国土交
通大臣がその樹種、区分及び等級等に応じて基準強度の数値を指定したもの
については、前各号の規定は適用しない。

イ 構造用鋼材及び鉄鋼(枠組材のうち床根太、天井根太、耐力壁以外の壁
の上枠、頭つなぎ、耐力壁以外の壁のたて枠及び耐力壁以外の壁の下枠に
用いる場合に限る。)

ロ 木質接着成形軸材料及び木質複合軸材料

床材又は屋根下 地材	パーティクル ボード	日本工業規格A五九〇八(パーティク ルボード) 一九九四に規定する一ハ タイプ、一三タイプ、二四・一〇タイ プ、一七・五 一〇・〇五タイプ又は 三〇・一五タイプ
	硬質木片セ メント板	日本工業規格A五四一七(木片セメン ト板) 一九九二に規定する硬質木片 セメント板

三 構造耐力上主要な部分に使用する材料で建設大臣が構造耐力上支障がない
と認めたものについては、前各号の規定は適用しない。

ハ 木質断熱複合パネル

ニ 木質接着複合パネル

2) 日本工業規格G三三〇二(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) 一九九八に規定する鋼材の規格、日本工業規格G三三三二(溶融五十五%アルミニウム 亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯) 一九九八に規定する鋼材の規格、日本工業規格G三三三二(塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) 一九九八に規定する鋼材の規格又は日本工業規格G三三三二(塗装溶融五十五%アルミニウム 亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯) に規定する鋼材の規格に適合するもの又は法第三十七条第一号の国土交通大臣の認定を受けた構造用鋼材及び鑄鋼を枠組材のうち床根太、天井根太、耐力壁以外の壁の上枠、頭つなぎ、耐力壁以外の壁のたて枠及び耐力壁以外の壁の下枠に用いる場合にあつては、これらを冷間でロールフォーミング加工又はプレス加工により成形したもの(以下「薄板軽量形鋼」という。)としなければならない。この場合にあつて、薄板軽量形鋼の曲げ部分又はかしめ部分の内法は公称板厚の数値以上とし、厚さは〇・八メートル以上とする。

第三 基礎及び土台

- 一 建築物の基礎の構造は、次に定めるところによらなければならない。
 - イ 一体の鉄筋コンクリート造（二以上の部材を組み合わせたもので、部材相互を緊結したものを含む。以下同じ。）又は無筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎（地階を除く階数が三の建築物又は地階を除く階数が二である建築物で、特定行政庁が建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十二条第一項の規定によって指定した区域内におけるものにあつては、一体の鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎）とすること。
 - ロ 立上り部分の高さは地上部分で三十センチメートル以上と、立上り部分の厚さは十二センチメートル（地階を除く階数が三である建築物にあつては、十五センチメートル）以上と、基礎の底盤の厚さは十二センチメートル以上とすること。
 - ハ 地階を除く階数が三である建築物の布基礎には、幅四十五センチメートル以上、厚さ十五センチメートル以上のフーチングを設けること。
- 二 一階の耐力壁の下部には、土台を設けなければならない。ただし、地階を設ける等の場合であつて、当該耐力壁の直下の床根太等を構造耐力上有効に補強したいときは、この限りでない。
- 三 土台は、基礎に直径十二ミリメートル以上、長さ三十五センチメートル以上のアンカーボルトで緊結しなければならない。この場合において、アンカーボルトは、その間隔を二メートル以下として、かつ隅角部及び土台の継ぎ手の部分に配置すること。

第三 土台及び基礎

- 一 一階の耐力壁の下部には、土台を設けなければならない。ただし、地階を設ける等の場合であつて、当該耐力壁の直下の床根太等を構造耐力上有効に補強したいときは、この限りでない。
- 二 土台は、次に定めるところにより、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の布基礎（地階を除く階数が三の建築物又は地階を除く階数が二である建築物で、特定行政庁が令第四十二条第一項の規定によって指定した区域内におけるものにあつては、一体の鉄筋コンクリート造の布基礎）に、直径十二ミリメートル以上、長さ三十五センチメートル以上のアンカーボルトで緊結しなければならない。
 - イ 布基礎は、その幅を十二センチメートル（地階を除く階数が三である建築物にあつては、十五センチメートル）以上、地面からその上端までの高さを三十センチメートル以上とすること。
 - ロ 地階を除く階数が三である建築物の布基礎には、幅四十五センチメートル以上、厚さ十五センチメートル以上のフーチングを設けること。ただし、実験又は計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りではない。
 - ハ アンカーボルトは、その間隔を二メートル以下として、かつ隅角部及び土台の継ぎ手の部分に配置すること。
- 二 地階を除く階数が三である建築物のアンカーボルトは、ハに定める部分のほか、一階の床に達する開口部の両端のたて桝から十五センチメートル以内の部分に配置すること。ただし、実験又は計算によってこれと同等以

四 土台の寸法は、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四、二〇六、二〇八、四〇四、四〇六又は四〇八に適合するもの又はこれら以上のものとしなければならない。

五 土台には、枠組壁工法構造用製材規格に規定する防腐処理を施した旨の表示がしてあるものを用いなければならない。ただし、同規格に規定する寸法型式四〇四、四〇六又は四〇八に適合するものを用いる場合においては、防腐剤塗布、浸せきその他これに類する防腐処理を施したものであることができる。

第四 床

一 床根太、端根太及び側根太の寸法は、枠組工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、二二〇又は二二二に適合するもの又はこれら以上のものとしなければならない。

二 床根太の支点間の距離は、八メートル以下としなければならない。床根太に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二二二に適合するものを用いる場合（当該根太を二以上緊結して用いる場合又は床根太の支点間の距離を四・五メートル未満とする場合を除く）においては、三メートル以下ごとにころび止めを設けなければならない。

三 床根太相互及び床根太と側根太の間隔（以下「床根太間隔」という。）は、六十五センチメートル以下としなければならない。

四 床に設ける開口部は、これを構成する床根太と同寸法以上の断面を有する床根太で補強しなければならない。

上に構造耐力上安全であることが確かめられた方法により配置するときはこの限りではない。

三 土台の寸法は、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四、二〇六、二〇八、四〇四、四〇六又は四〇八に適合するものとしなければならない。

四 土台には、枠組壁工法構造用製材規格に規定する防腐処理を施した旨の表示がしてあるものを用いなければならない。ただし、同規格に規定する寸法型式四〇四、四〇六又は四〇八に適合するものを用いる場合においては、防腐剤塗布、浸せきその他これに類する防腐処理を施したものであることができる。

第四 床

一 床根太、端根太及び側根太の寸法は、枠組工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、二二〇又は二二二に適合するものとしなければならない。

二 床根太の支点間の距離は、八メートル以下とし、床根太に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二二二に適合するものを用いる場合（当該根太を二以上緊結して用いる場合又は床根太の支点間の距離を四・五メートル未満とする場合を除く）においては、三メートル以下ごとにころび止めを設けなければならない。

三 床根太相互及び床根太と側根太の間隔（以下「床根太間隔」という。）は、六十五センチメートル以下としなければならない。

四 床に設ける開口部は、これを構成する床根太と同寸法以上の断面を有する床根太で補強しなければならない。

五 二階又は三階の耐力壁の直下に耐力壁を設けない場合においては、当該耐力壁の直下の床根太は、構造耐力上有効に補強しなければならない。

六 床材は、厚さ十五ミリメートル以上の構造用合板、厚さ十八ミリメートル以上のパーティクルボード又は構造用パネル（構造用パネル規格に規定する一級のものに限る。）としなければならない。ただし、床根太間隔を五十センチメートル以下とする場合においては、厚さ十二ミリメートル以上の構造用合板、厚さ十五ミリメートル以上のパーティクルボード又は構造用パネル（構造用パネル規格に規定する一級、二級、三級〔床根太相互又は床根太の間隔が三十一センチメートルを超える場合においては、同規格に規定する一級又は二級〕のものに限る。）と、床根太間隔を三十一センチメートル以下とする場合においては、厚さ十八ミリメートル以上の硬質木片セメント板と、それぞれすることができる。

七 床の各部材相互及び床の枠組と土台又は頭つなぎとは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおりに緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が次の表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

緊結する部分	緊結の方法			許容せん断 耐力
	くぎの種類	くぎの本数	くぎの間隔	

五 二階又は三階の耐力壁の直下に耐力壁を設けない場合においては、当該耐力壁の直下の床根太は、構造耐力上有効に補強しなければならない。ただし、建設大臣がこれと同等以上の効力を有すると認める方法により補強するものについては、この限りではない。

六 床材は、厚さ十五ミリメートル以上の構造用合板、厚さ十八ミリメートル以上のパーティクルボード又は構造用パネル（構造用パネル規格に規定する一級のものに限る。）としなければならない。ただし、床根太間隔を五十センチメートル以下とする場合においては、厚さ十二ミリメートル以上の構造用合板、厚さ十五ミリメートル以上のパーティクルボード又は構造用パネル（構造用パネル規格に規定する一級、二級、三級〔床根太相互又は床根太の間隔が三十一センチメートルを超える場合においては、同規格に規定する一級又は二級〕のものに限る。）と、床根太間隔を三十一センチメートル以下とする場合においては、厚さ十八ミリメートル以上の硬質木片セメント板と、それぞれすることができる。

七 床の各部材相互及び床の枠組と土台又は頭つなぎとは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおりに緊結しなければならない。ただし、構造計算又は実験によつて接合部の短期応力に対する許容せん断応力が次の表の許容せん断応力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

緊結する部分	緊結の方法			許容せん断 応力
	くぎの種類	くぎの本数	くぎの間隔	

㊦	床根太と土台又は 頭つなぎ	CN七五	二本	一箇所あたり 一〇〇 キログラム	
		CN六五	三本		
		BN七五			
		BN六五	四本		
㊦	端根太又は側根太と土台又は頭つき	地階を除く階数が三である建築物の一階		二五センチメートル以下	一メートル
		その他の階		五〇センチメートル以下	一メートル
	床の枠組材と床材	床材の外周部分		一五センチメートル以下	一メートル
		その他の部分		一〇センチメートル以下	一メートル
この表のくぎの種類・欄に掲げる記号は、日本工業規格A五五〇八(くぎ)一九九二に規定する規格を表すものとする。以下第五の第十四号及び第七の第九号の表において同様とする。					

㊦	床根太と土台又は 頭つなぎ	CN七五	二本	一箇所あたり 一〇〇 キログラム	
		CN六五	三本		
		BN七五			
		BN六五	四本		
㊦	端根太又は側根太と土台又は頭つき	地階を除く階数が三である建築物の一階		二五センチメートル以下	一メートル
		その他の階		五〇センチメートル以下	一メートル
	床の枠組材と床材	床材の外周部分		一五センチメートル以下	一メートル
		その他の部分		一〇センチメートル以下	一メートル
この表のくぎの種類・欄に掲げる記号は、日本工業規格A五五〇八(くぎ)一九九二に規定する規格を表すものとする。以下第五の第十四号及び第七の第九号の表において同様とする。					

八 二階以上の床を鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造とする場合において、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算及び建築物等の地上部分について行う令第八十二条の三第二号に定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、前各号の規定は適用しない。

九 一階の床を鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造とする場合において、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、前各号の規定は適用しない。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「床版」と読み替えて計算を行うものとする。

十 次に掲げる場合において、当該床に常時作用している荷重（固定荷重と積載荷重（令第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多量区域においては、更に積置荷重を加えたものとする。））によつて生ずる応力度が、当該床の各断面の長期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことを確かめられたものについては、前各号の規定は適用しない。

イ 大引き及び床つかを用いる場合

ロ 床はり又は床トラスを用いる場合

ハ 床を法第三十七条第二号の認定を受けた木質断熱複合パネルとする場合

ニ 床根太、端根太又は側根太を法第三十七条に規定する木質接着成形軸材料又は木質複合軸材料とする場合

ホ 床根太を薄板軽量形鋼とする場合

第五 耐力壁等

一 耐力壁は、建築物に作用する水平力及び鉛直力に対して安全であるように、つりあいよく配置しなければならない。ただし、耐力壁と併せて鉛直力

八 大引き及び床つかを用いる場合、床はりを用いる場合、布基礎を鉄筋コンクリート造とする場合又は床を鉄筋コンクリート造若しくは無筋コンクリート造とする場合において、前各号に規定するものと同等以上の効力を有する方法によつて床を構成するものについては、これらの規定は適用しない。

第五 耐力壁等

一 耐力壁は、建築物に作用する水平力及び鉛直力に対して安全であるように、つりあいよく配置しなければならない。ただし、実験又は計算によつて

を負担する柱を設ける場合にあつては、昭和六十二年建設省告示第八百九十九号に定める構造計算によつて構造耐力上安全であることを確かめなければならない。

一 二階部分又は三階部分に耐力壁を設けずに当該部分を小屋とする場合においては、当該部分の小屋の荷重は原則としてそれぞれ一階又は二階の構造耐力上主要な部分が直接負担する構造としなければならない。

二 耐力壁の下枠、たて枠及び上枠の寸法は、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四、二〇六、二〇八、四〇四、四〇六又は四〇八に適合するもの又はこれら以上のものとしなければならない。

三 各階の張り間方向及びけた行方向に配置する耐力壁は、それぞれの方向につき、耐力壁のたて枠相互の間隔が五十センチメートルを超える場合においては次の表一の、当該間隔が五十センチメートル以下の場合においては次の

表一 一の耐力壁の種類（くき又はねじの種類及びくき又はねじの本数又は間隔の欄に掲げるもので止めつけたものに限る。）の欄に掲げる区分に応じ、当該耐力壁の長さと同表の倍率の欄に掲げる数値を乗じて得た長さの合計を、その階の床面積（その階又は上の階の小屋裏、天井その他これらに類する部分に物置等を設ける場合にあつては、平成十二年建設省告示第十三百五十一号に定める面積をその階の床面積に加えた面積）に次の表二に掲げる数値（特定行政庁が令八十八条第二項の規定によつて指定した区域内における場合においては、次の表に掲げる数値のそれぞれ一・五倍とした数値）を乗じて得た数値以上で、かつ、その階（その階より上の階がある場合においては、当該上の階を含む）の見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積をいう。以下同じ）からその階の床面から高さが一・三五メートル以下

構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、鉛直力を負担する柱を設けることができる。

一 二階部分又は三階部分に耐力壁を設けずに当該部分を小屋とする場合においては、当該部分の小屋の荷重は原則としてそれぞれ一階又は二階の構造耐力上主要な部分が直接負担する構造としなければならない。

二 耐力壁の下枠、たて枠及び上枠の寸法は、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四、二〇六、二〇八、四〇四、四〇六又は四〇八に適合するものとしなければならない。

三 各階の張り間方向及びけた行方向に配置する耐力壁は、それぞれの方向につき、耐力壁のたて枠相互の間隔が五十センチメートルを超える場合においては次の表一の、当該間隔が五十センチメートル以下の場合においては次の

表一 一の耐力壁の種類（くき又はねじの種類及びくき又はねじの本数又は間隔の欄に掲げるもので止めつけたものに限る。）の欄に掲げる区分に応じ、当該耐力壁の長さと同表の倍率の欄に掲げる数値を乗じて得た長さの合計を、その階の床面積に次の表二に掲げる数値（特定行政庁が令八十八条第二項の規定によつて指定した区域内における場合においては、次の表に掲げる数値のそれぞれ一・五倍とした数値）を乗じて得た数値以上で、かつ、その階（その階より上の階がある場合においては、当該上の階を含む）の見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積をいう。以下同じ）からその階の床面から高さが一・三五メートル以下の部分の見付面積を減じたものに次の表三に掲げる数値を乗じて得た数値以上としなければならない。

の部分の見付面積を減じたものに次の表三に掲げる数値を乗じて得た数値以上としなければならない。

表一

耐力壁の種類	壁の枠組と壁材との緊結の方法		倍率
	くぎ又はねじの種類	くぎ又はねじの本数又は間隔	
(一) 厚さ七・五ミリメートル以上の構造用合板規格一級の構造用合板、厚さ九ミリメートル以上の構造用合板規格二級の構造用合板、厚さ七ミリメートル以上のハードボード、厚さ二・二ミリメートル以上のパーティクルボード又は構造用パネルを片側全面に打ち付けた耐力壁	くぎ又はねじの種類	くぎ又はねじの本数又は間隔	三

表一

耐力壁の種類	倍率
(一) 厚さ七・五ミリメートル以上の構造用合板規格一級の構造用合板、厚さ九ミリメートル以上の構造用合板規格二級の構造用合板、厚さ七ミリメートル以上のハードボード、厚さ二・二ミリメートル以上のパーティクルボード又は構造用パネルを片側全面に打ち付けた耐力壁	三

<p>㊦</p>	<p>厚さ六ミリメートル以上のフレキシブル板、厚さ二ミリメートル以上の石綿パライト板又は厚さ八ミリメートル以上の石綿けい酸カルシウム板を片側全面に打ち付けた耐力壁</p>	<p>S F N 四 五</p> <p>G N F 四 〇</p>	<p>以下 メ ー ト ル 〇 セ ン チ 三 部 分 は 三 〇 メ ー ト ル 以 下、 そ の 他 の 部 分 は 一 五 セ ン チ メ ー ト ル 以 下、 壁 材 の 外 周 部 分 は</p>	<p>一・五</p>
<p>㊧</p>	<p>厚さ七・五ミリメートル以上九ミリメートル未満の構造用合板規格二級の構造用合板又は厚さ五ミリメートル以上七ミリメートル未満のハードボードを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>	<p>く ぎ の 種 類 の 掲 げ る 種 類</p>	<p>掲 げ る 種 類 の 間 隔</p>	<p>二・五</p>
		<p>B N 五 〇</p>	<p>ト ル 以 下、 そ の 他 の 部 分 は 一 五 セ ン チ メ ー ト ル 以 下、 壁 材 の 外 周 部 分 は 七 ・ 五 セ ン チ メ ー ト ル 以 下</p>	
<p>㊨</p>	<p>厚さ六ミリメートル以上のフレキシブル板、厚さ二ミリメートル以上の石綿パライト板又は厚さ八ミリメートル以上の石綿けい酸カルシウム板を片側全面に打ち付けた耐力壁</p>		<p>一・五</p>	
<p>㊩</p>	<p>厚さ七・五ミリメートル以上九ミリメートル未満の構造用合板規格二級の構造用合板又は厚さ五ミリメートル以上七ミリメートル未満のハードボードを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>		<p>二・五</p>	

<p>(六)</p> <p>(一)から(五)までに掲げる壁材を両側全面に打ち付けた耐力壁</p>	<p>(一)から(五)までのそれぞれに掲げる種類の種類の数又は間隔</p>	<p>(一)から(五)までのそれぞれの数値と(一)から(五)までのそれぞれの数値との和(五を超えるときは、五)</p>	<p>(一)から(五)までのそれぞれの数値と(一)から(五)までのそれぞれの数値との和(五を超えるときは、五)</p>	<p>—</p>
<p>(五)</p> <p>国土交通大臣の認定を受けたもの</p>	<p>国土交通大臣が認める種類の種類の数又は間隔</p>	<p>国土交通大臣が認める種類の種類の数又は間隔</p>	<p>・五から五までの範囲内において国土交通大臣が定める数値</p>	<p>—</p>
<p>(四)</p> <p>厚さ二二〇ミリメートル以上のせりこぼりボード又は厚さ二二〇ミリメートル以上のシーリングボードを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>	<p>せりこぼりボードにあつては、 S/N四 W/SN D/T/SN シーリングボードにあつては、 S/N四 G/N/F四〇 S/N/F四五</p>	<p>壁材の外部部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>(六)</p> <p>(一)から(五)までに掲げる壁材を両側全面に打ち付けた耐力壁</p>	<p>(一)から(五)までのそれぞれの数値と(一)から(五)までのそれぞれの数値との和(五を超えるときは、五)</p>	<p>(一)から(五)までに掲げる壁材以外のものを片側全面に打ち付けた耐力壁で、建設大臣が(一)から(五)までに掲げる耐力壁と同等以上の倍率を有すると認めるもの</p>	<p>当該倍率</p>	<p>—</p>
<p>(四)</p> <p>厚さ二二〇ミリメートル以上のせりこぼりボード又は厚さ二二〇ミリメートル以上のシーリングボードを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

	耐力壁の種類	倍率
(ア)	厚さ九ミリメートル以上の構造用合板規格一級の構造用合板を片側全面に打ち付けた耐力壁	三・五
	くぎ又はねじの種類 C N 五 〇	くぎ又はねじの本数又は間隔 壁材の外周部分は一〇センチメートル以下、その他の部分は二〇センチメートル以下

表一 二

(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)
(イ)から(ロ)までに掲げる耐力壁と(ハ)に掲げる耐力壁とを併用した耐力壁	(イ)から(ロ)までのそれぞれに掲げるくぎの種類	(イ)から(ロ)までのそれぞれに掲げるくぎの本数又は間隔	下枠、上枠及び本上枠三本 B N 五 〇	下枠、上枠及び本上枠三本 C N 五 〇
(イ)から(ロ)までのそれぞれの数値と(ハ)の数値との和（五を超えるときは、五）				〇・五

	耐力壁の種類	倍率
(ア)	厚さ九ミリメートル以上の構造用合板規格一級の構造用合板を片側全面に打ち付けた耐力壁	三・五

表一 二

(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)
(イ)から(ロ)までに掲げる耐力壁と(ハ)に掲げる耐力壁とを併用した耐力壁	(イ)から(ロ)までのそれぞれの数値と(ハ)の数値との和（五を超えるときは、五）	(イ)から(ロ)までのそれぞれに掲げる耐力壁と(ハ)に掲げる耐力壁とを併用した耐力壁	厚さ一八ミリメートル以上、幅八九ミリメートル以上の筋かいを入れた耐力壁	厚さ一八ミリメートル以上、幅八九ミリメートル以上の筋かいを入れた耐力壁
(イ)から(ロ)までのそれぞれの数値と(ハ)の数値との和（五を超えるときは、五）				〇・五

		B N 五〇	壁材の外周部分は七・五センチメートル以下、その他の部分は二五センチメートル以下
□	厚さ七・五ミリメートル以上九ミリメートル未満の構造用合板規格一級の構造用合板、厚さ七ミリメートル以上の構造用合板規格二級の構造用合板、厚さ九ミリメートル以上のハードボード、厚さ二二ミリメートル以上のパーティクルボード又はパネルを片側全面に打ち付けた耐力壁	□に掲げるくぎの種類	□に掲げるくぎの間隔
□	厚さ七・五ミリメートル以上九ミリメートル未満の構造用合板規格一級の構造用合板、厚さ七ミリメートル以上の構造用合板規格二級の構造用合板、厚さ九ミリメートル以上のハードボード、厚さ二二ミリメートル以上のパーティクルボード又はパネルを片側全面に打ち付けた耐力壁		

三

三

<p>(四) 厚さ六ミリメートル以上のフレキシブル板、厚さ一二ミリメートル以上の石綿パライト板、厚さ八ミリメートル以上のパルプセメント板、厚さ八ミリメートル以上の石綿けい酸カルシウム板又は厚さ一二ミリメートル以上の炭酸マグネシウム板を片側全面に打ち付けた耐力壁</p>	<p>(三) 厚さ七・五ミリメートル以上九ミリメートル未満の構造用合板規格二級の構造用合板、厚さ五ミリメートル以上七ミリメートル未満のハードボード又は厚さ一二ミリメートル以上の硬質木片セメント板を片側全面に打ち付けた耐力壁</p>	<p>S F N 四五 G N F 四〇</p>	<p>(三)に掲げる くぎの種類</p>	<p>壁材の外 周部分は 一五センチ メートル以下、 その他の 部分は三 〇センチ メートル 以下</p>	<p>(三)に掲げる くぎの 間隔</p>	<p>二</p>	<p>二・五</p>
--	---	------------------------------	--------------------------	---	-------------------------------	----------	------------

<p>(四) 厚さ六ミリメートル以上のフレキシブル板、厚さ一二ミリメートル以上の石綿パライト板、厚さ八ミリメートル以上のパルプセメント板、厚さ八ミリメートル以上の石綿けい酸カルシウム板又は厚さ一二ミリメートル以上の炭酸マグネシウム板を片側全面に打ち付けた耐力壁</p>	<p>(三) 厚さ七・五ミリメートル以上九ミリメートル未満の構造用合板規格二級の構造用合板、厚さ五ミリメートル以上七ミリメートル未満のハードボード又は厚さ一二ミリメートル以上の硬質木片セメント板を片側全面に打ち付けた耐力壁</p>	<p>二</p>	<p>二・五</p>
--	---	----------	------------

(E)	厚さ一三ミリメートル以上、幅二センチメートル以上の製材を片側全面に横に打ち付けた耐力壁	B N五〇	C N五〇	下 本 上 三 本 下 本 上 三 本 下 本 上 三 本	下 本 上 三 本 下 本 上 三 本	〇・五
(F)	厚さ一三ミリメートル以上のシーシングボード又はラスシート（角波亜鉛鉄板は厚さ〇・四ミリメートル以上、メタルラスは厚さ〇・六ミリメートル以上のものに限る。）を片側全面に打ち付けた耐力壁	(F)に掲げる くぎの 種類		(F)に掲げ るくぎの 間隔		一
(G)	厚さ一二ミリメートル以上のせつこうボードを片面全面に打ち付けた耐力壁又は厚さ一三ミリメートル以上、幅二センチメートル以上の製材を片面全面に斜めに打ち付けた耐力壁	S N四	D W S N 四 五 S N F 四 〇 G N F 四 〇 I せ っ こ う ボ ー ド に あ っ て は	下 一 〇 セ ン チ メ ー ト ル 以 上 の 他 の 部 分 は 二 十 セ ン チ メ ー ト ル 以 下	壁材の外 周部分は 十センチ メートル 以下、そ の他の部 分は二十 センチメ ートル以 上	一・五

(E)	厚さ一三ミリメートル以上、幅二センチメートル以上の製材を片側全面に横に打ち付けた耐力壁	〇・五
(F)	厚さ一二ミリメートル以上のシーシングボード又はラスシート（角波亜鉛鉄板は厚さ〇・四ミリメートル以上、メタルラスは厚さ〇・六ミリメートル以上のものに限る。）を片側全面に打ち付けた耐力壁	一
(G)	厚さ一二ミリメートル以上のせつこうボードを片面全面に打ち付けた耐力壁又は厚さ一三ミリメートル以上、幅二センチメートル以上の製材を片面全面に斜めに打ち付けた耐力壁	一・五

この表において、SFN四五、CN五〇、BN五〇、GNF四〇及びSN四〇は、それぞれ、日本工業規格A五五〇八(くぎ) 一九九二に規定するSFN四五、CN五〇、BN五〇、GNF四〇及びSN四〇を、WSNは、日本工業規格B一一二二(十字穴付き木ねじ) 一九九五に適合する十字穴つき木ねじであつて、呼び径及び長さが、それぞれ、三・八ミリメートル及び三・三ミリメートル以上のものを、DTSNは、日本工業規格B一一二五(ドリリングタップピンねじ) 一九九五に適合するドリリングタップピンねじであつて、頭部の形状による種類、呼び径及び長さが、それぞれ、トランペット、四・二ミリメートル及び三〇ミリメートル以上のものを表すものとする。

表二

建築物	階の床面積に乘する数値(単位 一平方メートルにつきセンチメートル)			
	地階を除く階数が一である建築物(以下「平屋建ての建築物」といふ。)	地階を除く階数が二である建築物(以下「二階建ての建築物」といふ。)	地階を除く階数が三である建築物で、三階部分に耐力壁を設けず当該部分を小屋とし、かつ、三階の床面積が二階の床面積の二分の一以下の建築物(以下「小屋裏利用の三階建ての建築物」といふ。)	地階を除く階数が三である建築物(以下「三階建ての建築物」といふ。)

--	--

表二

建築物	階の床面積に乘する数値(単位 一平方メートルにつきセンチメートル)			
	地階を除く階数が一である建築物(以下「平屋建ての建築物」といふ。)	地階を除く階数が二である建築物(以下「二階建ての建築物」といふ。)	地階を除く階数が三である建築物で、三階部分に耐力壁を設けず当該部分を小屋とし、かつ、三階の床面積が二階の床面積の二分の一以下の建築物(以下「小屋裏利用の三階建ての建築物」といふ。)	地階を除く階数が三である建築物(以下「三階建ての建築物」といふ。)

(ロ)	多雪区域における建築物 もの 垂直最深積雪量が 一メートルの区域 における	屋根を金 属板石 板石綿 スト ト、木版 その他こ れらに類 する軽い 材料でふ いたもの 屋根をそ の他の材 料でふい たもの	(令八十六 条第二項た だし書の規 定によつて 特定行政庁 が指定する 多雪区域を いう。以下 同じ)以外 の区域にお ける建築物	二	一 階
				二五	二 階
				四三	二 階
				三三	一 階
				五一	二 階
				四二	一 階
				六〇	二 階
				五一	二 階
				三五	三 階
(ハ)	多雪区域における建築物 もの 垂直最深積雪量が 一メートルの区域 における	屋根を金 属板石 板石綿 スト ト、木版 その他こ れらに類 する軽い 材料でふ いたもの 屋根をそ の他の材 料でふい たもの	(令八十六 条第二項た だし書の規 定によつて 特定行政庁 が指定する 多雪区域を いう。以下 同じ)以外 の区域にお ける建築物	二	一 階
				二五	二 階
				四三	二 階
				三三	一 階
				五一	二 階
				四二	一 階
				六〇	二 階
				五一	二 階
				三五	三 階

屋根に雪止めがなく、かつ、その勾配が三〇度を超える建築物又は雪下ろしを行う慣習のある地方における建築物については、垂直最深積雪量がそれぞれ次のイ又はロに定める数値の区域に存する建築物と見なしてこの表の(二)を適用した場合における数値とすることができる。この場合において、垂直最深積雪量がメートル未満の区域に存する建築物とみなされるものについては、	もの における 区域の メートル 積雪量が 垂直最深	けるもの 区域に メートル を超え メートル を超過し た数
平屋建て建築物にあつては二五と三九とを、一階建ての建築物の一階にあつては四三と五七とを、一階建ての建築物の二階にあつては三三と五一とを、小屋裏利用の三階建ての建築物の一階にあつては五二と六六とを、小屋裏利用の三階建ての建築物の二階にあつては四二と六〇とを、三階建ての建築物の一階にあつては六〇と七四とを、三階建ての建築物の二階にあつては五一と六八とを、三階建ての建築物の三階にあつては三五と五五とをそれぞれ直線的に延長した数値とする。	三九	二五と三九とを直線的に補間した数値
	五七	四三と五七とを直線的に補間した数値
	五一	三三と五一とを直線的に補間した数値
	六六	五二と六六とを直線的に補間した数値
	六〇	四二と六〇とを直線的に補間した数値
	七四	六〇と七四とを直線的に補間した数値
	六八	五一と六八とを直線的に補間した数値
	五五	三五と五五とを直線的に補間した数値

イ 令第八十六条第四項に規定する積雪荷重に垂すべき数値を垂直最深積雪

屋根に雪止めがなく、かつ、その勾配が三〇度を超える建築物又は雪下ろしを行う慣習のある地方における建築物については、垂直最深積雪量がそれぞれ次のイ又はロに定める数値の区域に存する建築物と見なしてこの表の(二)を適用した場合における数値とすることができる。この場合において、垂直最深積雪量がメートル未満の区域に存する建築物とみなされるものについては、	もの における 区域の メートル 積雪量が 垂直最深	けるもの 区域に メートル を超え メートル を超過し た数
平屋建て建築物にあつては二五と三九とを、一階建ての建築物の一階にあつては四三と五七とを、一階建ての建築物の二階にあつては三三と五一とを、小屋裏利用の三階建ての建築物の一階にあつては五二と六六とを、小屋裏利用の三階建ての建築物の二階にあつては四二と六〇とを、三階建ての建築物の一階にあつては六〇と七四とを、三階建ての建築物の二階にあつては五一と六八とを、三階建ての建築物の三階にあつては三五と五五とをそれぞれ直線的に延長した数値とする。	三九	二五と三九とを直線的に補間した数値
	五七	四三と五七とを直線的に補間した数値
	五一	三三と五一とを直線的に補間した数値
	六六	五二と六六とを直線的に補間した数値
	六〇	四二と六〇とを直線的に補間した数値
	七四	六〇と七四とを直線的に補間した数値
	六八	五一と六八とを直線的に補間した数値
	五五	三五と五五とを直線的に補間した数値

イ 令第八十六条第四項に規定する積雪荷重に垂すべき数値を垂直最深積雪

表三

	区域	見付面積に乗ずる数値 (単位 一平方メートルに つきセンチメートル)
(一)	令第四十六条第四項の表三の(一)の規定に 基づき特定行政庁がその地方における過 去の風の記録を考慮してしばしば強い風 が吹くと認めて規則で指定した区域	令第四十六条第四項の表三 の(一)の規定に基づきを五〇 超え、七五以下の範囲にお いて特定行政庁が地方
		における風の状況に応じて 規則で定めた数値
(二)	(一)に掲げる区域以外の区域	五〇

表三

	区域	見付面積に乗ずる数値 (単位 一平方メートルに つきセンチメートル)
(一)	令第四十六条第四項の表三の(一)の規定に 基づき特定行政庁がその地方における過 去の風の記録を考慮してしばしば強い風 が吹くと認めて規則で指定した区域	令第四十六条第四項の表三 の(一)の規定に基づきを五〇 超え、七五以下の範囲にお いて特定行政庁が地方
		における風の状況に応じて 規則で定めた数値
(二)	(一)に掲げる区域以外の区域	五〇

五 耐力壁線相互の距離は十二メートル以下とし、かつ、耐力壁により囲まれた部分の水平線投影面積は四十平方メートル（床の枠組と床材を緊結する部分を構造耐力上有効に補強した場合は六十平方メートル）以下としなければならない

六 外壁の耐力壁線相互の交差部（以下この号において「交差部」という。）には、長さ九十センチメートル以上の耐力壁を一以上設けなければならない。ただし、交差部をこれと同等以上に構造耐力上有効に補強した場合において、交差部に接する開口部又は交差部からの距離が九十センチメートル未満の開口部で、幅（交差部から開口部までの距離を含み、外壁の双方に開口部を設ける場合は、それらの幅の合計とする。）が四メートル以下のものを設けるときは、この限りではない。

七 耐力壁のたて枠相互の間隔は、次の表に掲げる数値以下（たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六又は四〇六に適合するものを用いる耐力壁については、五十センチメートル以下（三階建ての建築物の三階、二階建ての建築物の二階又は平屋建ての建築物については、六十五センチメートル）以下、たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇八又は四〇八に適合するものを用いる耐力壁については六十五センチメートル以下）としなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、たて枠組相互の間隔は、当該計算に基づく数値（当該数値が六十五センチメートルを超えるときは、六十五センチメートル）とすることができる。

五 耐力壁線相互の距離は十二メートル以下とし、かつ、耐力壁により囲まれた部分の水平線投影面積は四十平方メートル（床の枠組と床材を緊結する部分を構造耐力上有効に補強した場合は六十平方メートル）以下としなければならない

六 外壁の耐力壁線相互の交差部（以下この号において「交差部」という。）には、長さ九十センチメートル以上の耐力壁を一以上設けなければならない。ただし、交差部をこれと同等以上に構造耐力上有効に補強した場合において、交差部に接する開口部又は交差部からの距離が九十センチメートル未満の開口部で、幅（交差部から開口部までの距離を含み、外壁の双方に開口部を設ける場合は、それらの幅の合計とする。）が四メートル以下のものを設けるときは、この限りではない。

七 耐力壁のたて枠相互の間隔は、次の表に掲げる数値以下（たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六又は四〇六に適合するものを用いる耐力壁については、五十センチメートル以下（三階建ての建築物の三階、二階建ての建築物の二階又は平屋建ての建築物については、六十五センチメートル）以下、たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇八又は四〇八に適合するものを用いる耐力壁については六十五センチメートル以下）としなければならない。ただし、実験又は計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、たて枠組相互の間隔は、当該実験又は計算に基づく数値（当該数値が六十五センチメートルを超えるときは、六十五センチメートル）とすることができる。

(二) 物 建 築 物 建 築 け る に お け る 区 域	多雪 区域 に お け る の 垂 直 最 深 積 雪 量 が 一 メ ー ト ル を 超 え 一 ・ 五 メ ー ト ル 以 下 の 区 域 に お け る も の	五〇	三 五	三 一	建 築 物 三 階 建 て の 建 築 物 の 三 階、 二 階 建 て の 建 築 物 の 二 階 又 は 平 屋 建 て の 建 築 物 (単 位 セ ン チ メ ー ト ル) 三 階 建 て の 建 築 物 の 二 階、 小 屋 裏 利 用 の 建 築 物 の 一 階 の 建 築 物 (単 位 セ ン チ メ ー ト ル) 三 階 建 て の 建 築 物 の 二 階 又 は 二 階 建 て の 建 築 物 の 一 階 (単 位 セ ン チ メ ー ト ル) 小 屋 裏 利 用 の 三 階 建 て の 建 築 物 の 一 階 の 建 築 物 (単 位 セ ン チ メ ー ト ル)
	(一) 多 雪 区 域 以 外 の 区 域 に お け る 建 築 物	六 五	五 〇	四 五	

(二) 物 建 築 物 建 築 け る に お け る 区 域	多雪 区域 に お け る の 垂 直 最 深 積 雪 量 が 一 メ ー ト ル を 超 え 一 ・ 五 メ ー ト ル 以 下 の 区 域 に お け る も の	五〇	三 五	三 一	建 築 物 三 階 建 て の 建 築 物 の 三 階、 二 階 建 て の 建 築 物 の 二 階 又 は 平 屋 建 て の 建 築 物 (単 位 セ ン チ メ ー ト ル) 三 階 建 て の 建 築 物 の 二 階、 小 屋 裏 利 用 の 建 築 物 の 一 階 の 建 築 物 (単 位 セ ン チ メ ー ト ル) 三 階 建 て の 建 築 物 の 二 階 又 は 二 階 建 て の 建 築 物 の 一 階 (単 位 セ ン チ メ ー ト ル) 小 屋 裏 利 用 の 三 階 建 て の 建 築 物 の 一 階 の 建 築 物 (単 位 セ ン チ メ ー ト ル)
	(一) 多 雪 区 域 以 外 の 区 域 に お け る 建 築 物	六 五	五 〇	四 五	

	垂直最深積雪量が一・五メートルを超え二メートル以下の区域におけるもの	四五	三五	三一
--	------------------------------------	----	----	----

屋根に雪止めがなく、かつ、その勾配が度を超える建築物又は雪下ろしを行う慣習のある地方における建築物については、垂直最深積雪量がそれぞれ第三号の表一のイ又はロの定める数値の区域に存する建築物とみなして、この表の(二)を適用した場合における数値とすることができる。この場合において、垂直最深積雪量が一メートル未満の区域に存する建築物とみなされるものについては、次の表の通りとする。

建築物	三階建ての建築物の三階、二階建ての建築物の二階又は平屋建ての建築物（単位 センチメートル）	三階建ての建築物の二階、小屋裏利用の三階建ての建築物の二階又は階建ての建築物の一階（単位 センチメートル）	小屋裏利用の三階建ての建築物の一階の建築物（単位 センチメートル）	
垂直最深積雪量が五〇センチメートル以下の区域に存する建築物	五〇	五〇	四五	

	垂直最深積雪量が一・五メートルを超え二メートル以下の区域におけるもの	四五	三五	三一
--	------------------------------------	----	----	----

屋根に雪止めがなく、かつ、その勾配が度を超える建築物又は雪下ろしを行う慣習のある地方における建築物については、垂直最深積雪量がそれぞれ第三号の表一のイ又はロの定める数値の区域に存する建築物とみなして、この表の(二)を適用した場合における数値とすることができる。この場合において、垂直最深積雪量が一メートル未満の区域に存する建築物とみなされるものについては、次の表の通りとする。

建築物	三階建ての建築物の三階、二階建ての建築物の二階又は平屋建ての建築物（単位 センチメートル）	三階建ての建築物の二階、小屋裏利用の三階建ての建築物の二階又は階建ての建築物の一階（単位 センチメートル）	小屋裏利用の三階建ての建築物の一階の建築物（単位 センチメートル）	
垂直最深積雪量が五〇センチメートル以下の区域に存する建築物	五〇	五〇	四五	

物とみなされるもの			
垂直最深積雪量が五〇センチメートルを超え一メートル未満の区域に存する建築物とみなされるもの	五〇	四五	四一

- 八 各耐力壁の隅角部及び交差部にはそれぞれ三本以上のたて枠を用いるものとし、当該たて枠は相互に構造耐力上有効でなければならない。
- 九 屋外に面する部分で、かつ、隅角部又は開口部の両端の部分にある耐力壁のたて枠は、直下の床の枠組に金物（くぎを除く。以下同じ。）又は壁材で構造耐力上有効に緊結しなければならない。
- 十 耐力壁の上部には、当該耐力壁の上枠と同寸法の断面を有する頭つなぎを設け、耐力壁相互を構造耐力上有効に緊結しなければならない。
- 十一 耐力壁線に設ける開口部の幅は四メートル以下とし、かつ、その幅の合計は当該耐力壁線の長さの四分の三以下としなければならない。
- 十二 幅九十センチメートル以上の開口部の上部には、開口部を構成するたて枠と同寸法以上の断面を有するまぐさ受けによって指示されるまぐさを構造耐力上有効に設けなければならない。ただし、これと同等以上の構造耐力上有効な補強を行った場合においては、この限りではない。

とみなされるもの			
垂直最深積雪量が五〇センチメートルを超え一メートル未満の区域に存する建築物とみなされるもの	五〇	四五	四一

- 八 各耐力壁の隅角部及び交差部にはそれぞれ三本以上のたて枠を用いるものとし、当該たて枠は相互に構造耐力上有効でなければならない。
- 九 屋外に面する部分で、かつ、隅角部又は開口部の両端の部分にある耐力壁のたて枠は、直下の床の枠組に金物（くぎを除く。以下同じ。）又は壁材で構造耐力上有効に緊結しなければならない。
- 十 耐力壁の上部には、当該耐力壁の上枠と同寸法の断面を有する頭つなぎを設け、耐力壁相互を構造耐力上有効に緊結しなければならない。
- 十一 耐力壁線に設ける開口部の幅は四メートル以下とし、かつ、その幅の合計は当該耐力壁線の長さの四分の三以下としなければならない。
- 十二 幅九十センチメートル以上の開口部の上部には、開口部を構成するたて枠と同寸法以上の断面を有するまぐさ受けによって指示されるまぐさを構造耐力上有効に設けなければならない。ただし、これと同等以上の構造耐力上有効な補強を行った場合においては、この限りではない。

十三 筋かいには、欠込みをしてはならない

十四 壁の各部材相互及び壁と床、頭つなぎ又はまくら受けとは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が次の表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りではない。

十三 筋かいには、欠込みをしてはならない

十四 壁の各部材相互及び壁と床、頭つなぎ又はまくら受けとは、次号を適用する場合を除き、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、構造計算又は実験によつて接合部の短期応力に対する許容せん断応力が次の表の許容せん断応力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りではない。

緊結する部分	緊結の方法			許容せん断耐力
	くぎの種類	くぎの本数	くぎの間隔	
(一) 柱	たて柱と上	C N 九〇	二本	一箇所当たり 〇〇〇ニメートル
	柱又はした	C N 七五	三本	
		B N 九〇		
		C N 六五		
		B N 七五		
B N 六五	四本			
(二) 組柱の床と柱下の築物の一階	C N 九〇		二五センチメートル以下	一メートル当たり 三三〇キログラム
	B N 九〇		一七センチメートル以下	

緊結する部分	緊結の方法			許容せん断耐力
	くぎの種類	くぎの本数	くぎの間隔	
(一) 柱	たて柱と上	C N 九〇		一箇所当たり 〇〇キログラム
	柱又はした	C N 七五	三本	
		B N 九〇		
		C N 六五		
		B N 七五		
B N 六五	四本			
(二) 組柱の床と柱下の築物の一階	C N 九〇		二五センチメートル以下	一メートル当たり 三三〇キログラム
	B N 九〇		一七センチメートル以下	

(五)	壁の枠組と筋かいの両端部	CN六五	下枠、たて枠及び上枠二本	一箇所当たり一〇〇ニキュート	五〇センチメートル以下	一メートル当たり
		BN六五	下枠、たて枠及び上枠三本			
(四)	たて枠とたて枠又はまぐさ受け	CN七五	三〇センチメートル以下	一メートル当たり	三〇センチメートル以下	一メートル当たり
		BN七五	二〇センチメートル以下			
(三)	上枠と頭つなぎ	CN九〇	五〇センチメートル以下	一メートル当たり	三〇センチメートル以下	一メートル当たり
		BN九〇	三〇センチメートル以下			
	その他の階	CN九〇			五〇センチメートル以下	一メートル当たり
		BN九〇			三〇センチメートル以下	一メートル当たり

十五 (削除)

(五)	壁の枠組と筋かいの両端部	CN六五	下枠、たて枠及び上枠二本	一箇所当たり一〇〇ニキュート	五〇センチメートル以下	一メートル当たり
		BN六五	下枠、たて枠及び上枠三本			
(四)	たて枠とたて枠又はまぐさ受け	CN七五	三〇センチメートル以下	一メートル当たり	三〇センチメートル以下	一メートル当たり
		BN七五	二〇センチメートル以下			
(三)	上枠と頭つなぎ	CN九〇	五〇センチメートル以下	一メートル当たり	三〇センチメートル以下	一メートル当たり
		BN九〇	三〇センチメートル以下			
	その他の階	CN九〇			五〇センチメートル以下	一メートル当たり
		BN九〇			三〇センチメートル以下	一メートル当たり

十五 壁の枠組と壁材は、次の表に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、建設大臣が次の表に掲げるものと同等以上の効力を有すると認める方法により緊結するものについては、この限りではない。

壁材の種類	くぎ又はねじの種類	くぎ又はねじの本数	くぎ又はねじの間隔
構造用合版、パーティクルボード、ハードボード、構造用パネル、硬質木片セメント板、	C N 五〇		壁材の外周部分は一〇センチメートル以下、その他の部分は二〇センチメートル以下
ラスシート又は第二の第三号の規定により建設大臣が認める材料	B N 五〇		壁材の外周部分は七・五センチメートル以下、その他の部分は一五センチメートル以下
パルプセメント板	G N F 四〇 S F N 四五		壁材の外周部分は一〇センチメートル以下、その他の部分は二〇センチメートル以下
せっこうボード	G N F 四〇 S F N 四五 W S N D T S N		
シーリングボード	S N 四〇		

十六 地階の壁は、鉄筋コンクリート造としなければならない。ただし、直接土に接する部分及び地面から三十センチメートル以内の外周の部分以外の壁は、これに作用する荷重及び外力に対して、第一号及び第三号から前号までの規定に準じ、構造耐力上安全なものとした枠組壁工法による壁とすること

フレキシブル板、石綿パーライト板、石綿けい酸カルシウム板又は炭酸マグネシウム板	G N F 四〇 S F N 四五		壁材の外周部分は一五センチメートル以下、その他の部分は三〇センチメートル以下
壁材	C N 五〇	下 枠、たて 枠及び上 枠 二本	
	B N 五〇	下 枠、たて 枠及び上 枠 三本	
この表において、S F N 四五、C N 五〇、B N 五〇、G N F 四〇及びS N 四〇は、それぞれ、日本工業規格 A 五五〇八（くぎ）一九九二に規定するS F N 四五、C N 五〇、B N 五〇、G N F 四〇及びS N 四〇を、W S N は、日本工業規格 B 一一一一（十字穴付き木ねじ）一九九五に適合する十字穴つき木ねじであつて、呼び径及び長さが、それぞれ、三・八ミリメートル及び三三ミリメートル以上のものを、D T S N は、日本工業規格 B 一一二五（ドリリングタツピンねじ）一九九五に適合するドリリングタツピンねじであつて、頭部の形状による種類、呼び径及び長さが、それぞれ、トランペット、四・二ミリメートル及び三〇ミリメートル以上のものを養すものとする。			

十六 地階の壁は、鉄筋コンクリート造としなければならない。ただし、直接土に接する部分及び地面から三十センチメートル以内の外周の部分以外の壁は、これに作用する荷重及び外力に対して、第一号及び第三号から前号までの規定に準じ、構造耐力上安全なものとした枠組壁工法による壁とすること

ができる。

第六 根太の横架材

床根太、天井根太その他の架材には、その中央部付近の下側に耐力上支障のある欠込みをしてはならない。

第七 小屋

- 一 たるき及び天井根太の寸法は、枠組工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四、二〇六、二〇八、二二〇又は二二二に適合するもの又はこれら以上のものとしなければならない。
- 二 たるき相互の間隔は、六十五センチメートル以下としなければならない。
- 三 たるきには、たるきつなぎを構造耐力上有効に設けなければならない。
- 四 トラスは、これに作用する荷重及び外力に対して構造耐力上安全なものとしなければならない。
- 五 たるき又はトラスは、頭つなぎ及び上枠に金物で構造耐力上有効に緊結しなければならない。
- 六 小屋組には、振れ止めを設けなければならない。
- 七 屋根には、風圧力その他の外力に対して安全なものとしなければならない。
- 八 屋根下地材は、厚さ十二ミリメートル以上の構造用合板、厚さ十五ミリメートル以上のパーティクルボード又は構造用パネル（構造用パネル規格に規定する一級若しくは二級ものに限る。）としなければならない。ただし、たるき相互間の間隔を五十センチメートル以下とする場合においては、厚さ九ミリメートル以上の構造用合板、厚さ十二ミリメートル以上のパーティクルボード、

ができる。

第六 根太の横架材

床根太、天井根太その他の架材には、その中央部付近の下側に耐力上支障のある欠込みをしてはならない。

第七 小屋

- 一 たるき及び天井根太の寸法は、枠組工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四、二〇六、二〇八、二二〇又は二二二に適合するものとしなければならない。
- 二 たるき相互の間隔は、六十五センチメートル以下としなければならない。
- 三 たるきには、たるきつなぎを構造耐力上有効に設けなければならない。
- 四 トラスは、これに作用する荷重及び外力に対して構造耐力上安全なものとしなければならない。
- 五 たるき又はトラスは、頭つなぎ及び上枠に金物で構造耐力上有効に緊結しなければならない。
- 六 小屋組には、振れ止めを設けなければならない。
- 七 屋根には、風圧力その他の外力に対して安全なものとしなければならない。
- 八 屋根下地材は、厚さ十二ミリメートル以上の構造用合板、厚さ十五ミリメートル以上のパーティクルボード又は構造用パネル（構造用パネル規格に規定する一級若しくは二級ものに限る。）としなければならない。ただし、たるき相互間の間隔を五十センチメートル以下とする場合においては、厚さ九ミリメートル以上の構造用合板、厚さ十二ミリメートル以上のパーティクルボード、構造用パネル（たるき相互間の間隔が三十一センチメートル

構造用パネル（たるき相互間の間隔が三十一センチメートルを超える場合においては、構造用パネル規格に規定する一級、二級若しくは三級のものに限る。）又は厚さ十五ミリメートル以上の硬質木片セメント板（たるき相互の間隔が三十一センチメートルを超える場合においては、厚さ十八ミリメートル以上のものに限る。）とすることができる。

九 小屋組の各部材相互及び小屋組の部材と頭つなぎ又は屋根下地材とは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が次の表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

	緊結する部分	緊結の方法			許容せん断 耐力
		くぎの種類	くぎの本数	くぎの間隔	
(ハ)	たるきと天井根太	C N 九〇	三本		一箇所あたり 二四〇〇 ニメートル
		C N 七五	四本		
		B N 九〇 B N 七五	五本		
(ヘ)	たるきとむなぎ	C N 七五	三本		一箇所あたり 一七〇〇 ニメートル
		B N 七五	四本		

ルを超える場合においては、構造用パネル規格に規定する一級、二級若しくは三級のものに限る。）又は厚さ十五ミリメートル以上の硬質木片セメント板（たるき相互の間隔が三十一センチメートルを超える場合においては、厚さ十八ミリメートル以上のものに限る。）とすることができる。

九 小屋組の各部材相互及び小屋組の部材と頭つなぎ又は屋根下地材とは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、構造計算又は実験によつて接合部の短期耐力に対する許容せん断耐力が次の表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

	緊結する部分	緊結の方法			許容せん断 耐力
		くぎの種類	くぎの本数	くぎの間隔	
(ハ)	たるきと天井根太	C N 九〇	三本		一箇所あたり 二四〇キ ログラム
		C N 七五	四本		
		B N 九〇 B N 七五	五本		
(ヘ)	たるきとむなぎ	C N 七五	三本		一箇所あたり 一七〇キ ログラム
		B N 七五	四本		

(四)	地材	屋根下 分	たるき	C N 五〇	一五センチメ ートル以下	一メートル 当たり二六	一箇所あた り一〇〇 キログラム
			又はト ラスト	B N 五〇			
		その他 の部分	C N 五〇	三〇センチメ ートル以下	一メートル 当たり一三		
			B N 五〇	二〇センチメ ートル以下	〇〇二キ ー トン		
(三)	たるき、天井根太 又はトラストと頭つ なぎ		C N 六五				
			B N 七五				
			B N 六五				

十 令第八十二条第一号から第三号に定める構造計算による構造耐力上安全であることが確かめられた場合を除き、小屋の屋根又は外壁（以下「屋根等」といふ。）に設ける開口部の幅は一メートル以下とし、かつ、その幅の合計は当該屋根等の下端の幅の二分の一以下としなければならない。ただし、構造耐力上有効な補強を行った開口部であつて次のイから八までに該当するものは、その幅を三メートル以下とすることができる。

- イ 小屋の屋根に設けられるものであること。
- ロ 屋根の探部からの距離が一メートル以上であること。
- ハ 他の開口部からの距離が一メートル以上であること。

十一 屋根等に設ける幅九十センチメートル以上の開口部の上部には、開口部を構成する部材と同寸法以上の断面を有するまぐさ受けによつて支持されるまぐさを構造耐力上有効に設けなければならない。ただし、これと同等以上

(四)	地材	屋根下 分	たるき	C N 五〇	一五センチメ ートル以下	一メートル 当たり二六	一箇所あた り一〇キ ログラム
			又はト ラスト	B N 五〇			
		その他 の部分	B N 五〇	二〇センチメ ートル以下	一メートル 当たり一三		
					〇キログラ ム		
(三)	たるき、天井根太 又はトラストと頭つ なぎ		C N 六五				
			B N 七五				
			B N 六五				

十 実験又は計算による構造耐力上安全であることが確かめられた場合を除き、小屋の屋根又は外壁（以下「屋根等」といふ。）に設ける開口部の幅は一メートル以下とし、かつ、その幅の合計は当該屋根等の下端の幅の二分の一以下としなければならない。ただし、構造耐力上有効な補強を行った開口部であつて次のイから八までに該当するものは、その幅を三メートル以下とすることができる。

- イ 小屋の屋根に設けられるものであること。
- ロ 屋根の探部からの距離が一メートル以上であること。
- ハ 他の開口部からの距離が一メートル以上であること。

十一 屋根等に設ける幅九十センチメートル以上の開口部の上部には、開口部を構成する部材と同寸法以上の断面を有するまぐさ受けによつて支持されるまぐさを構造耐力上有効に設けなければならない。ただし、これと同等以上

の構造耐力上有効な補強を行った場合においては、この限りではない。

十一 母屋及び小屋つかを用いた小屋組とする場合又は法第三十七条に規定する木質断熱複合パネル又は木質接着複合パネルを用いた屋根版とする場合においては、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめなければならない。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「小屋組又は屋根版」と読み替えて計算を行うものとする。

第八 防 腐 処 置 等

- 一 土台がべた基礎又は布基礎と接する面及び鉄網モルタル塗その他の壁の枠組が腐りやすい構造である部分の下地には、防水紙その他これに類するものを使用しなければならない。
- 二 地面から一メートル以内の構造耐力上主要な部分（床根太及び床材を除く。）には、有効な防腐処置を講ずるとともに、必要に応じて、しろありその他の虫による害を防ぐための処置を講じなければならない。
- 三 腐食のおそれのある部分及び常時湿潤の状態となるおそれのある部分の部材を緊結するための金物には、有効なさび止め処置を講じなければならない。

2) 構造耐力上主要な部分に薄板軽量形鋼を用いる場合にあつては、表面仕上げの組成又は付着量が、日本工業規格（以下「JIS」といふ。）G33301（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）一九九八に定めるめっきの付着量 $Z=27$ 、JIS G33327（溶融亜鉛 5%アルミニウム合金めっき鋼板及び鋼帯）一九九四に定めるめっきの付着量 $Y=18$ 又はJIS G33321（溶融55%アルミニウム 亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）一九九八に定めるめっきの付着量 $AZ=150$ に適合するものとしなければならない。ただし、コンクリート

の構造耐力上有効な補強を行った場合においては、この限りではない。

十一 母屋及び小屋つかを用いた小屋組とする場合においては、実験又は計算により、構造耐力上安全であることを確かめなければならない。

第八 防 腐 処 置 等

- 一 土台が布基礎と接する面及び鉄網モルタル塗その他の壁の枠組が腐りやすい構造である部分の下地には、防水紙その他これに類するものを使用しなければならない。
- 二 地面から一メートル以内の構造耐力上主要な部分（床根太及び床材を除く。）には、有効な防腐処置を講ずるとともに、必要に応じて、しろありその他の虫による害を防ぐための処置を講じなければならない。
- 三 腐食のおそれのある部分及び常時湿潤の状態となるおそれのある部分の部材を緊結するための金物には、有効なさび止め処置を講じなければならない。

に直接接した土石又は土枠として用いる場合にあつては、「H5 〇三三二二（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）一九九四に定める塗膜の耐久性一八及びめっきの付着量二七に適合するものとしなければならない。

第九 構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等

一 次のイ及びロに該当する建築物等については、第一第一号及び第三から第七までの規定は適用しない。

イ 次の①から⑤までに定めるところにより行つ構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられたもの

- (1) 令第八十二條各号に定めるところによること
- (2) 構造耐力上主要な部分に使用する構造部材相互の接合部がその部分の存在応力を伝えることができるものであることを確かめること
- (3) 建築物等の地上部分について、令第八十七條第一項に規定する風圧力（以下「風圧力」といふ。）によつて各階に生じる水平方向の層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一（風圧力による構造耐力上主要な部分の変形によつて建築物等の部分に著しい損傷が生じるおそれのない場合にあつては、百二十分の一）以内であることを確かめること
- (4) 建築物等の地上部分について、令第八十八條第一項に規定する地震力（以下「地震力」といふ。）によつて各階に生じる水平方向の層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一（地震力による構造耐力上主要な部分の変形によつて建築物等の部分に著しい損傷が生じるおそれのない場合にあつては、百二十分の一）以内であることを確かめること
- (5) 建築物等の地上部分について、令第八十二條の四各号に定めるところ

第九 構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等

一 次のイ及びロに該当する建築物等については、第一から第七までの規定は適用しない。

イ 次の①から⑤までに定めるところにより行つ構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられたもの

- (1) 令第八十二條各号に定めるところによること
- (2) 構造耐力上主要な部分に使用する構造部材相互の接合部がその部分の存在応力を伝えることができるものであることを確かめること
- (3) 建築物等の地上部分について、令第八十七條第一項に規定する風圧力（以下「風圧力」といふ。）によつて各階に生じる水平方向の層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一（風圧力による構造耐力上主要な部分の変形によつて建築物等の部分に著しい損傷が生じるおそれのない場合にあつては、百二十分の一）以内であることを確かめること
- (4) 建築物等の地上部分について、令第八十八條第一項に規定する地震力（以下「地震力」といふ。）によつて各階に生じる水平方向の層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一（地震力による構造耐力上主要な部分の変形によつて建築物等の部分に著しい損傷が生じるおそれのない場合にあつては、百二十分の一）以内であることを確かめること
- (5) 建築物等の地上部分について、令第八十二條の四各号に定めるところ

によること。この場合において、耐力壁に木質接着複合パネルを用いた場合にあつては、同条第二号に規定する建築物の各階の D_s の数値は、 0.55 以上の数値を用いるものとする。ただし、当該建築物の振動に関する減衰性及び当該階の靱性を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることができる。

- 構造耐力上主要な部分のうち、直接土に接する部分及び地面から三十センチメートル以内の外周の部分が、鉄筋コンクリート造、鉄筋造その他腐朽及びしるありその他の虫による害で構造耐力上支障のあるものを生じらぬおそれのない構造であること。
- Ⅱ 次のイ及びロに定めるところにより行う構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等については、第四の第二号（根太の支点間の距離に係る部分に限る。）及び第七号、第五の第四号、第五号、第十一号、第十四号及び第十五号並びに第七の第九号の規定は適用しない。
- イ 前号イ①及び②に定めるところによること。
- ロ 建築物等の地上部分について、令八十二条の三第二号に定めるところによること。
- Ⅲ 第一号イ①及び②に定めるところにより行う構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた建築物については、第四の第七号、第五の第四号、第十四号及び第十五号並びに第七の第九号の規定は適用しない。

第十 耐久性等関係規定の指定

第八で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。

によること。

- 構造耐力上主要な部分のうち、直接土に接する部分及び地面から三十センチメートル以内の外周の部分が、鉄筋コンクリート造、鉄筋造その他腐朽及びしるありその他の虫による害で構造耐力上支障のあるものを生じらぬおそれのない構造であること。
- Ⅱ 次のイ及びロに定めるところにより行う構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等については、第四の第二号（根太の支点間の距離に係る部分に限る。）及び第七号、第五の第四号、第五号、第十一号、第十四号及び第十五号並びに第七の第九号の規定は適用しない。
- イ 前号イ①及び②に定めるところによること。
- ロ 建築物等の地上部分について、令八十二条の三第二号に定めるところによること。
- Ⅲ 第一号イ①及び②に定めるところにより行う構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた建築物については、第四の第七号、第五の第四号、第十四号及び第十五号並びに第七の第九号の規定は適用しない。